

さいたま市告示第366号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 三栄ビル

所 在 地 さいたま市大宮区宮町一丁目60番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 大宮ビル株式会社

代表者氏名 代表取締役 兼杉 涼二

所 在 地 さいたま市大宮区宮町一丁目62番地

外26者

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	午前9時00分	翌午前2時00分
ブックオフコーポレーション株式会社 他	午前9時00分	午後10時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	午前9時00分	翌午前2時00分
ブックオフコーポレーション株式会社 他	午前9時00分	午後10時00分
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24時間	

(4) 変更する年月日

令和3年2月24日

(5) 変更する理由

テナント入替に伴い営業時間を変更するため

2 届出年月日

令和3年2月22日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年3月4日から令和3年7月5日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1号

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年3月4日から令和3年7月5日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944